

第3期多摩区区民会議報告書（概要版）

川崎市では、平成17年4月に「川崎市自治基本条例」が施行された。この条例は「市民自治によるまちづくり」を進めることを目指しており、これに基づいて、地域の課題を市民自らが解決していく実践の場として区民会議が設置されている。多摩区では平成22年7月から第3期多摩区区民会議が開始され、様々な地域課題の調査・審議を行い、その検討結果を報告書としてまとめている。

検討経過

STEP1 地域課題の把握・整理

第3期多摩区区民会議では、調査・審議を行うテーマを決定するために、委員が日頃の活動等を通じて把握した課題や、区役所からの情報提供により課題をまとめた。地域の課題として出された意見について、「環境・観光」に関する項目と「コミュニティ」に関する項目に整理を行い、その分野から、第3期多摩区区民会議として取り組む課題を検討した。

STEP2 専門部会の設置

課題を検討した結果、「コミュニティ」に関する項目は、安全・安心なまちづくりの視点から交通安全の課題と、コミュニティの活性化を行うための区民の交流促進について検討することとし、また、「環境・観光」の項目については、環境と観光について合わせて検討することとした。

専門的かつ効果的に調査・審議を進めるために、「環境・観光部会」、「交通安全部会」、「コミュニティ交流促進部会」の3つの専門部会と部会間の調整等を行う「企画部会」の計4つの専門部会を設置した。

STEP3 全体会議と専門部会の開催

専門部会で行った調査・審議について、企画部会にて調整と整理を行い、区民会議の全体会議で報告と意見交換を行った。また部会では、まち歩きや、ミーティングを行うことによって、綿密な調査・審議を行ってきた。

STEP4 多摩区区民会議フォーラムの開催

平成23年10月29日（土）に多摩区区民会議フォーラムを開催した。区民会議の審議内容について区民へ周知を図るとともに、地域課題について共に考える機会とするため、専門部会ごとにワークショップを行い、審議テーマについて意見交換を行なった。その結果、審議内容へ多くの区民の意見を取り入れた。



区民会議（全体会議）



区民会議フォーラム

STEP5 第3期多摩区区民会議での取組

STEP1～4までの会議での調査・審議やフォーラムを経て、多摩区区民会議では、次の4つの課題について取り組み、それぞれについて報告を行った。

I . 家庭でできる地球温暖化防止 P 2

II . 地域が主体となった観光の推進 P 3

III . 自転車の交通安全 P 4

IV . コミュニティ交流の促進 P 6



I. 家庭でできる地球温暖化防止

(1) 取組の目的

環境の取組は、区民にとって元々関心のある課題であったが、特に東日本大震災以降の節電を通して地球温暖化防止の取組が活発になっている。この取組を一時的な盛り上がりではなく、継続して行っていくためには、区民が環境問題に関心を持ち、一人ひとりが取組みを実施していく必要がある。

より良い環境を次世代へと繋げていくために、区民向けに環境問題の取組を行っている市民活動団体などの活性化や、地域で取組を浸透させる仕組みづくりが必要であり、地域として最も身近で、最も小さい単位の家庭を対象として、地球温暖化防止に取り組むために必要なことが何か調査・審議を行うこととした。

地域に根ざした活動の促進

- 取組を浸透させる仕組みづくりの検討
- 活動に取り組む担い手の発掘や活性化が必要



目的

- 家庭でできる地球温暖化防止に取り組む

(2) 区民会議からの報告

報告1. 区民の環境に対する意識の向上について

○取り組む動機づけとなるような講座や勉強会の実施

家庭からのCO₂削減を行っていくためには、まず取組の主体となる区民の意識向上を図り、具体的に取り組む動機づけとなるような、講座や勉強会などを実施する必要がある。

○効果がわかる(効果が見える)取組の実施

取組を実施する動機づけとするために、講座などの内容は、家庭で取組みを行うとどういった効果があるかを学ぶことや、体験しながら効果が学べるような取組を実施することが必要である。

○継続的な取組の実施

家庭や地域で広げていくためには、区民一人ひとりの意識向上が必須なため、環境の取組を実施する動機づけとなるような講座や、効果が見える取組を継続的に実施する必要がある。



リユース食器の活用

報告2. 多様な主体が連携した啓発について

○専門的な知識を持つ各団体が協力した取組を実施

効果的に環境に対する取組を実施していくには、地球温暖化対策のノウハウを持つ、区民、市民活動団体、推進員、事業者・大学、行政が協力して実施していく必要がある。多様な主体が連携して啓発の取組を実施することで、団体同士の活動が活性化されていく。

○各団体が協働で取り組む仕組みづくり

各団体や行政が連携して取り組むためには、協働で講座や勉強会など普及啓発活動を行う仕組みづくりが必要となる。川崎市地球温暖化防止活動推進センターは、各団体と協力して地球温暖化防止に向けた実践活動や普及啓発活動を支援、推進する目的で設置されている。そのため、普及啓発活動を実施するには、川崎市地球温暖化防止活動推進センターの支援を受けて、そのノウハウを活用することで、地球温暖化防止に向けて各団体が連携した取組を行うことができる。

Ⅱ. 地域が主体となった観光の推進

(1) 取組の目的

多摩区は、多摩川や生田緑地に代表される自然環境、岡本太郎美術館や日本民家園に代表される文化施設など、豊富な地域資源に恵まれているため、この地域資源を活用して様々な観光の取組を実施してきた。この地域資源の恩恵は、現在の世代だけではなく、次の世代へと引き継いでいく必要がある。地域資源の持つ魅力を維持・発展させて引き継いでいくために、必要なことがなにかについて調査・審議を行った。



観光講座の実施

(2) 区民会議からの報告

報告1. 観光に携わる人材について

○専門的な知識を持つ人材をつなぐ仕組みづくり

区内には、多摩川などの自然や民家園などの文化施設に代表される各地域資源が存在し、歴史や寺社仏閣、自然や環境など、それぞれの分野で豊富な知識を持った人材がいる。しかし、その全ての地域資源について知識があり、区内全体を案内できる人材は少ない。そのため、区内の各地域資源や専門的な知識を持つ人材をつなぎ、区の魅力あるスポットを一体的に案内できる仕組みづくりが必要である。

○観光ガイドの育成

区の魅力あるスポットを一体的に案内できる仕組みには、各地域資源についてバランス良く知識を持ち、地域資源やそれぞれの分野の専門家をつなぐような、コーディネート能力を持つ観光ガイドの育成が必要となる。



多摩区観光ボランティアガイド育成セミナーの研修

○観光ガイドが活躍できる機会の提供

観光ガイドが意欲的に活躍するためには、観光ガイドが案内するツアーの企画など、実際にガイドを行う機会をつくる必要がある。

報告2. 多様な主体の連携について

○区内の様々な団体間の協力

区内の各地域資源を結び付けて、地域全体を観光資源ととらえて観光の取組を進めていくためには、観光推進協議会、商店街、NPO、市民活動団体、町内会・自治会、大学など様々な団体の相互協力が不可欠である。

○地域全体で取り組む仕組みづくり

それぞれの団体がイベントや行事に連携して取り組む機会が少ないため、新しい地域資源の活用などを契機として、各団体が協力して観光やまちづくりに取り組むしかけが必要である。各団体が協働で取り組む機会をつくることによって、参加した団体間の自発的な交流が生まれ、互いに協力してイベントや行事を実施するきっかけとなる。こういった取組を積み重ねることで、地域が盛り上がるきっかけとなり、区外からの集客にもつながっていく。

報告3. 情報発信について

○地域に根ざした情報発信

区内や区外からの来訪者へ、多摩川や生田緑地など魅力ある地域資源や観光に関する取組を効果的に発信する必要がある。また、観光ガイドの取組が積極的に活用され、地域で来訪者を受け入れる体制が整った際には、既存の施設を活用するなど観光の取組を効果的に発信できる拠点が必要となる。

Ⅲ. 自転車の交通安全

(1) 取組の目的

平成20年6月に自転車の新しい交通ルールが施行された（下段参照）が、必ずしも自転車利用者への周知、啓発が進んでいない。このような背景を踏まえ、区民会議では安全・安心なまちづくりを目指すために、区内の自転車利用者の交通マナーの向上・ルールの周知を目的とし、また、それをもって自転車の交通事故防止に資することも目的とした調査・審議を行うこととした。（第3期任期中の平成23年5月にも自転車のルールが改正された（下段参照）ので、この周知についても検討対象に含めることとした。）

区の現状・地域の課題

- 身近な課題として、自転車の運転が重大な事故につながる可能性がある。
- 従来から警察や交通安全協会により、自転車安全利用5則（下段参照）や平成20年6月改正のルールの周知をしているところだが、区民へより周知していくことが必要である。（東日本大震災以降、自転車利用者が増加している。）

課題解決のために…

目的

- 自転車利用者の交通マナーの向上・ルールの周知
- 自転車の交通事故防止につなげる

■自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認）
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



■平成20年6月改正のルール

- (1) 自転車が歩道通行できるのは、次の場合です。
 - ① 道路標識などで指定された場合
 - ② 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合
 - ③ 車道または交通の状況からみてやむを得ない場合
- (2) 児童・幼児（13歳未満）の保護者は、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

■平成23年5月改正のルール

- ① 携帯電話などの使用禁止
- ② イヤホンなどの使用禁止

(2) 区民会議からの報告

報告1. 既存のチラシの効果的な配布方法の検証、実践について

自転車の交通安全を呼びかけるチラシは、区役所、警察署、交通安全協会などが配布しているが、区民会議では、より効果的な啓発のために、さまざまなイベントなどにおいて人が集まった際にチラシ配布を行うという方法を検証、実践した。用意したチラシはすべて配布することができ、多くの区民の手に渡った。

今後もさまざまな機会でのチラシの配布を継続的に実施していくことが必要であるため、区内で開催されるさまざまなイベントでチラシを配布できるよう、イベントを主催する団体などにチラシ配布による周知の重要性を理解してもらうことが重要である。

また、児童及びその保護者、通勤・通学者、高齢者、自動車運転者など、周知する対象者ごとに配布方法を工夫する必要があると考えられる。



報告2. より効果的なチラシの必要性について

自転車のルールやマナーをより周知するためには、既存のチラシだけではなく多摩区の実情にあわせた、より工夫した内容のチラシを警察などと協力して作成し、啓発することが必要である。

アイデア ～どういったチラシが効果的か～

- ・インパクトがあり、目にとまるものを作成することが必要である。
 - ・作成するチラシに、自転車安全利用5則や新しい改正ルールを盛り込む。
 - ・警察署から過去に事故の起きた場所や事故の起きやすいパターンの情報提供を受け、チラシに盛り込む。
 - ・どのような違反をするとどのような罰則があるのかをチラシに盛り込む。
 - ・チラシを区で大量に用意できれば、区内駅前の駐輪場(区内34か所)へ配布することも可能となる。
- ⇒ 普段から自転車を利用している人へピンポイントで啓発することができるため、たいへん効果的である。

報告3. その他の方法での啓発について

○スケアード・ストレート方式の交通安全教室の継続実施

スケアード・ストレート(恐怖を直視する)方式の交通安全教室をさまざまな場所で広く区民に見てもらおうように実施することが必要である。スケアード・ストレートはすでに区役所が実施しているが、事業としては2年目ということもあり、今後も継続的に実施できるような体制づくりが必要である。



○子どもから交通安全標語などを募集

小・中学生が自転車の交通安全に関して考えるきっかけとして、区内小・中学校で自転車の交通安全に関する標語などの募集をする方法が考えられる。

○区の情報媒体で周知

区のホームページや市政だより区版などで特集記事をくむなどして周知を図る方法が考えられる。



○交通安全教育ビデオの活用

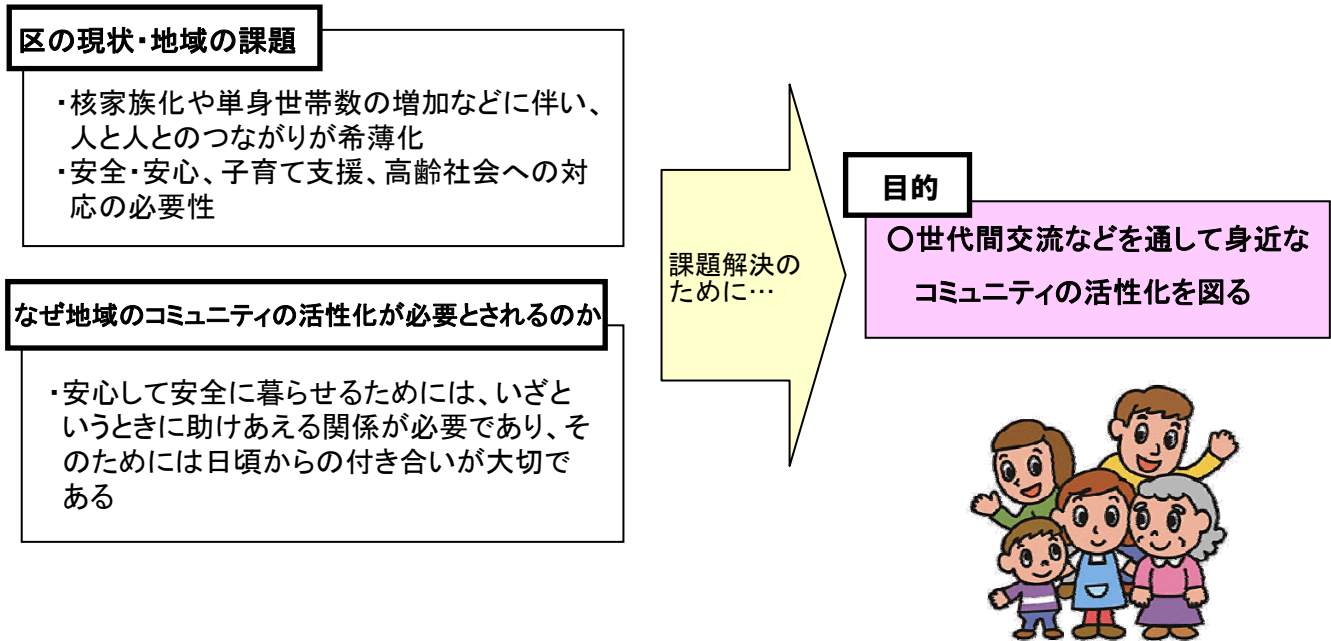
交通安全教育ビデオ(DVD・VHS)を市民・子ども局地域安全推進課や区役所地域振興課で貸し出しているため、引き続き町内会・自治会や学校に周知し、地域や学校で活用されるようにする。



IV. コミュニティ交流の促進

(1) 取組の目的

地域社会の中で、核家族化や単身世帯数の増加などに伴い、人と人とのつながりが希薄化している。防犯や防災などの非常時も含め、安心して安全に暮らせるためには、地域での日頃の付き合い・つながりが必要である。このことから区民会議では、「世代間交流などを通して身近なコミュニティの活性化を図る」ことを目的とした調査・審議を行うこととした。



(2) 区民会議からの報告

報告1. 「場」の情報の調査・提供について

「場」を活用するための方法の考え方

コミュニティ交流を促進するためには、「だれでも参加できる」、「おしゃべりなどして人と人との交流ができる」、「定期的に(いつでも)やっている」、「徒歩で行けるくらい身近な場所にある(地域ごとにあるとよい)」といった機能を持つ、拠点となる「場」が必要である。しかし、現状では理想的な「場」がなかなかない状況である。また、既存の公共施設についても、規約や設立目的などの面で制約がある。このような状況下、区民会議の求めてきた望ましい「場」にするためには柔軟な運用も考えられることから、今回は現状を踏まえて、次善の策として次のような方向性について確認した。

- ・どのような施設が区内にあるのかという情報を広く区民・団体に知らせる必要がある。
- ・いこいの家の夜間・休日開放は広く認知されていない。PRをすれば活動場所がない地域の団体が利用することができる。
- ・いこいの家は、おおむね中学校区ごと(区内7か所)にあり、地域のコミュニティ交流の拠点として使用できる可能性がある。

次ページへ

○「多摩区コミュニティ施設マップ」の作成

部会の調査審議にあたり、現存コミュニティ施設の配置状況、目的や利用対象者を整理するため、「多摩区コミュニティ施設マップ」を作成した。

既存の公共施設にとどまらず、民間の取組も広く知るため、「多摩区まちづくり協議会」の協力をいただき、NPO団体やコミュニティカフェなどの民間施設も掲載した。

内容としては平成23年3月現在の情報であり、その後変わった内容や新しい内容もあるため、今後は、マップの周知とともに内容の充実も図る必要がある。



○既存施設の有効活用の方法（いこいの家の夜間・休日開放のPR）

既存施設の有効活用の方法を検討する中で発見した「いこいの家の夜間・休日開放」では、「60歳以上の方」という利用者の年齢制限がなくなり、世代を超えたコミュニティ交流の活性化の場として利用できそうな施設のひとつであるが、この事業は平成23年1月から全市的に展開しており、まだ十分に市民・団体へ周知されているとは言えない。地域での活用促進を図るためには、「多摩区コミュニティ施設マップ」などを活用して、今後ともPRを行っていく必要がある。併せて、既存施設が有効活用されるためには、施設を利用するのに支障がないよう利用環境が整備されていることが必要である。

報告2. 地域での世代間交流推進への取組について

安心して安全に暮らせるためには、地域での日頃の付き合い・つながりが必要であり、世代間交流などを通じて身近な地域でのコミュニティの活性化を図ることが求められている。

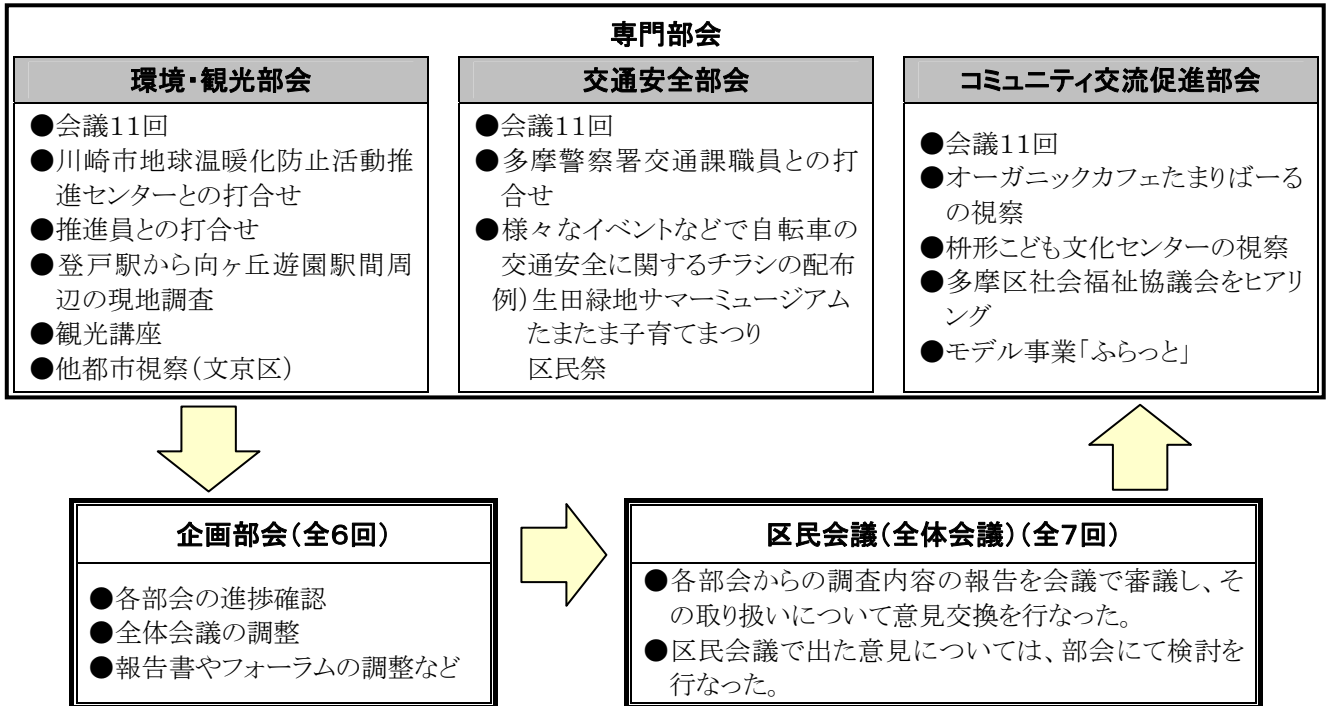
既に、それぞれの地域で市民活動団体などによりさまざまな取組が行われているが、世代別や目的別（子育て、健康づくりなど）に活動が行われている事例が多い。いろいろな団体などが連携し、世代間交流を進めていくためには、今回の区民会議で実施した「枡形いこいの家でのモデル事業」などを参考に、また行政などが提供する協働事業や支援メニューなどを紹介・活用しながら、地域で活動する団体が主体となりつつ、より柔軟な運用も視野に入れながら、区民参加の協働事業としてそれぞれの地域で世代間交流に取り組んでいくことが必要である。

【行政などの協働事業・支援メニュー】

次のような行政などの協働事業・支援メニューを活用しながら取組を推進することが考えられる。

- 磨けば光る多摩事業（多摩区）
- かわさき市民公益活動助成金（かわさき市民活動センター）
- 広報（市政だより区版への掲載（多摩区との協働事業など）、チラシの配架など）
- 地域課題解決型コミュニティビジネス支援事業（経済労働局）
- 空き店舗活用・創業支援事業（経済労働局）
- 市民自主学級・市民自主企画事業（多摩市民館）

専門部会と全体会議の役割



第3期多摩区区民会議委員名簿

氏名	推薦団体 及び 活動団体	専門部会			
		企	環	交	コ
◎ 池野 廣	区長推薦	☆			○
◇ 石橋 吉章	多摩区まちづくり協議会	★	○		
井出 正彦	登戸土地区画整理事業まちづくり推進協議会			○	
稲田 光世	多摩区こども総合支援連携会議	○			★
江藤 文雄	多摩区商店街連合会			○	
大津 努	多摩区社会福祉協議会	○			☆
清宮 明	多摩防犯協会			○	
栗田 茂	多摩区観光推進協議会		○		
国保 久光	川崎市医師会多摩区医師会				○
櫻井 博朗	区長推薦			○	
関 喜範	セレサ川崎農業協同組合			○	
辻野 勝行	市民公募				○
戸高 仁子	かわさきかえるプロジェクト	○	☆		○
西山 英子	多摩区文化協会				○
◇ 初田 温子	市民公募	★			○
原嶋 美智子	多摩区地域教育会議		○		○
原田 弘	多摩交通安全協会	○		☆	
本多 正典	市民公募	○	★		○
丸 淳二	多摩区・3大学連携協議会				○
吉田 輝久	多摩区町会連合会	○		★	
◎委員長 ◇副委員長 ☆部会長 ★副部会長 ○所属部会 企:企画部会 環:環境・観光部会 交:交通安全部会 コ:コミュニティ交流促進部会 江藤文雄委員におかれましては、平成24年1月17日に御逝去なされました。謹んでお悔やみ申し上げます。					



他都市視察(文京区)



モデル事業「ふらっと」

平成24年3月
 発行:第3期多摩区区民会議
 事務局:多摩区役所企画課
 〒214-8570
 川崎市多摩区登戸1775-1
 電話:044-935-3147
 FAX:044-935-3391